令和元年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和元年9月24日提出

富谷市

令和元年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議	案
哦	×

議案第	1号	富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に	
		関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第	2号	富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第	3号	富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について・・・・・	9
議案第	4号	富谷市保育所条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
議案第	5号	西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部改正について・	1 6
議案第	6号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
議案第	7号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
議案第	8号	富谷市下水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
議案第	9号	富谷市給水条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
議案第1	0号	令和元年度富谷市一般会計補正予算(第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊

	議案第1	1号	令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補止予算(第2号)・・・・	別卌
	議案第1	2号	令和元年度富谷市下水道事業特別会計補正予算(第2号)・・・・・	別冊
	議案第1	3号	令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第2号)・・・・・・・	別冊
	議案第1	4号	令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・・・	別冊
	議案第1	5号	令和元年度富谷市水道事業会計補正予算(第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
	議案第1	6号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
⇒×	₩ 88			
評		1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	6 8
認	& 定			
,,,,	認定第	1号	平成30年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・	別冊
	認定第	2号	平成30年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
	認定第	3号	平成30年度富谷市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
	認定第	4号	平成30年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・	別冊
	認定第	5号	平成30年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
	認定第	6号	平成30年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について・	別冊

議案第 1号

富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 の制定について

富谷市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を別 紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより,本市の 緑豊かな美しい景観,脈々と受け継がれる自然環境及び安全安心な生活環境の保全する ため,本条例を制定するもの。 (目的)

第1条 この条例は、富谷市の緑豊かな美しい景観、脈々と受け継がれる自然環境及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び市民の生活環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 富谷市の緑豊かな美しい景観、脈々と受け継がれる自然環境及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきた市民共通のかけがえのない財産であり、将来にわたってその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 再生可能エネルギー源 非化石エネルギー源のうち,エネルギー源として永続的に 利用することができると認められるものとして規則で定めるものをいう。
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
 - (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置する事業(当該事業のために行われる土地の造成工事(立木の伐採,切土,盛土等を含む。)を含む。)をいう。
 - (4) 事業者 事業を計画し、これを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
 - (5) 事業区域 事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設,変電施設,緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
 - (6) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物 をいう。
 - (7) 行政区 富谷市行政区長に関する規則(昭和58年富谷町規則第9号)第6条第1 項別表に規定する町内会等の所管区域をいう。
 - (8) 地域 事業区域を含む行政区及び当該行政区に隣接する行政区をいう。

- (9) 住民 地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体をいう。
- (10) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地若しくは建築物を 所有する者又は当該事業によりその所有する土地若しくは建築物についてこれらの者 と同程度の影響を受けると認められる者をいう。
- (11) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条 第1項に規定する廃棄物をいう。

(市の責務)

第4条 市は,第2条に定める基本理念にのっとり,この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、富谷市の景観、自然環境 及び安全安心な生活環境に十分配慮し、住民及び近隣関係者(以下「住民等」という。) との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の管理に万全を期するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければならない。

(市民の青務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手 続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

- 第7条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源として発電設備を設置する事業で、次に掲げる事業についてはこの限りでない。
 - (1) 建築物の屋根又は屋上に設置する事業
 - (2) 次条に掲げる抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業
 - (3) 市街化区域に設置する事業
- 2 既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する 発電出力以上となる事業においても適用する。

(抑制区域)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、 規則で定めるところにより事業を行わないよう協力を求める区域(以下「抑制区域」と いう。)を指定することができる。
 - (1) 自然災害の発生が危惧される場所であること。
 - (2) 特色ある景観が広く親しまれている場所であること。
 - (3) 保全すべき景観が保たれている場所であること。
 - (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している場所であること。
 - (5) その他市長が必要と認める事由のある場所であること。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定された抑制区域を変更し、 又はその指定を解除することができる。

(協議)

- 第9条 事業者は,第7条に規定する事業を実施しようとするときは,当該事業に着手しようとする日の90日前までに,次に掲げる事項を市長に届け出て,協議しなければならない。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名 並びに主たる事務所の所在地。第17条第1項において同じ。)
 - (2) 事業区域の所在地及び面積
 - (3) 事業の内容
 - (4) 事業の着手予定日及び完了予定日
 - (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項
- 2 事業者は、前項の規定により協議をした事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出て、協議しなければならない。

(住民等への説明)

- 第10条 事業者は、事業を実施しようとするときは、前条第1項の規定による協議を行う前に、住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。
- 2 事業者は、前条第2項の規定による変更の協議を行う前に、住民等に対し、事業内容等の変更に関する説明会を開催しなければならない。ただし、事業内容等の変更が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。
- 3 事業者は、住民等の理解が得られるよう努めるものとする。ただし、住民等の理解が得ることが困難であるものとして規則で定める理由があるときは、この限りでない。

(協議会)

- 第11条 市長は、第9条の規定による協議の届出があったときは、必要に応じて、富谷 市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する協議会(以下 「協議会」という。)を設置し、協議するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者を委員とし、市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域の代表者
 - (3) 関係する団体等の代表者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(協議終了の通知)

- 第12条 市長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。
- 2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付することができる。

(事業の着手等の届出)

第13条 事業者は、事業に着手し、又は事業を完了し、中止し、若しくは再開をしたと きは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の確認)

第14条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに現地を確認するものとする。

(報告及び立入調査)

- 第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解 してはならない。

(助言,指導又は勧告)

- 第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言又は指導を行うことができる。
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に 対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 第9条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者

- (2) 正当な理由なく第12条の規定による通知を受ける前に事業を着手した者
- (3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 正当な理由がなく前項の規定による助言又は指導に従わなかった者 (公表)
- 第17条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該 勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内 容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者に弁明 の機会を与えなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2号

富谷市非常勤消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の一部改正について

富谷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年富谷町 条例第9号)の一部を次のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の公布に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市非常勤消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例の一部を改正する 条例

富谷市非常勤消防団員の定員,任免,給与,服務等に関する条例(昭和40年富谷町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第3条 略	第1条~第3条 略
(欠格条項)	(欠格条項)
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団
員となることができない。	員となることができない。
	(1) 成年被後見人又は被保佐人
<u>(1)</u> 略	<u>(2)</u> 略
(2) 第6条の規定により <u>懲戒免職</u> の処分を受	(3) 第6条の規定により <u>免職</u> の処分を受
け、当該処分の日から2年を経過しない者	け,当該処分の日から2年を経過しない者
<u>(3)</u> 略	<u>(4)</u> 略
第5条~第13条 略	第5条~第13条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3号

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和50年富谷町条例第6号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正に伴い,所要の改正 を行うもの。 富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和50年富谷町条例第6号)の一部を次のよ うに改正する。 改 īF. 後 現 行 第1条 略 第1条 略 (登録の資格) (登録の資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者 第2条 印鑑の登録を受けることができる者 は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81 は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81 号。以下「法」という。)に基づき,本市が備 号。以下「法」という。)に基づき,本市の住 民基本台帳 に記録されているものとす える住民基本台帳に記録されているものとす る。 る。 2 略 2 略 (登録印鑑) (登録印鑑) 第3条 略 第3条 略 2 次の各号の一に該当する印鑑は、登録する 2 次の各号の一に該当する印鑑は、登録する ことができない。 ことができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名,氏, (1) 住民基本台帳に記録されている氏名,氏, 名,旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和4 2年政令第292号。以下「令」という。)

第30条の13に規定する旧氏をいう。以 下同じ。) 若しくは通称(令第30条の16 第1項

に規定する通称をいう。以下 同じ。) 又は氏名, 旧氏若しくは通称の一部 を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業, 資格その他氏名, 旧氏又は通称以 外の事項を表しているもの

(3)~(6) 略

かわらず、外国人住民(法第30条の45に 規定する外国人住民をいう。以下同じ。) のう

若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行</u>
令(昭和42年政令第292号)第30条
<u>の26第1項</u> に規定する通称をいう。以下
同じ。)又は氏名若しくは通称の一部
を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業,資格その他氏名 又は通称以 外の事項を表しているもの

(3)~(6) 略

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にか 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にか かわらず、外国人住民(法第30条の45に 規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のう

改 TF. 後

ち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に 記載(法第6条第3項の規定により磁気ディ スク(これに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物を含む。 以下同じ。)をもって調整する住民票にあって は、記録。以下同じ。)がされている氏名の片 仮名表記又はその一部を組み合わせたもので 表されている印鑑により登録を受けようとす る場合には、 当該印鑑を登録することができ る。

第4条・第5条 略

(印鑑登録原票)

- した場合は, 印鑑登録原票を備え, 印影のほ か当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登 録する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票 に旧氏の記載がされている場合にあっては 氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民 票に通称の記載がされている場合にあって は氏名 及び当該通称)

 $(4)\sim(6)$ 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民 が住民票の備考欄に記載がされている氏名 の片仮名表記又はその一部を組み合わせた もので表されている印鑑により登録を受け る場合にあっては, 当該氏名の片仮名表記

現 行

ち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に
記録されている
片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの

で表されている印鑑により登録を受けようと する場合には、当該印鑑を登録することがで きる。

第4条・第5条 略

(印鑑登録原票)

- 第5条の2 市長は、前条の規定により確認を | 第5条の2 市長は、前条の規定により確認を した場合は、印鑑登録原票を備え、印影のほ か当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登 録する。
 - (1) (2) 略

(3) 氏名(

外国人住民に係る住民
票に通称 <u>が記録されている</u> 場合にあって

 $(4)\sim(6)$ 略

は,氏名及び 通称)

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民 が住民票の備考欄に記録されている 氏名 の片仮名表記又はその一部を組み合わせた もので表されている印鑑により登録を受け る場合にあっては, 当該氏名の片仮名表記
- 2 略

改 正 後

3 市長は、第1項各号に掲げる事項を登録し た印鑑登録原票については磁気ディスク

をもって調製することができる。

第6条~第12条 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 略

- 2 市長は、被登録者について次の各号の一に 該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の 登録を抹消する。この場合において、第3号 又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消 したときは、被登録者にその旨を通知する。
 - (1) (2) 略
 - (3) 氏名,氏 (氏に変更があった者にあって は,住民票に記載がされている旧氏を含 む。)又は名(外国人住民にあっては,通称 又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登 録されている印影を変更する必要のない場 合を除く。)があったとき。

(4) • (5) 略

(印鑑登録証明書)

第14条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターか

現行

3 市長は、第1項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については<u>磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同</u>じ。)をもって調製することができる。

第6条~第12条 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 略

- 2 市長は、被登録者について次の各号の一に 該当する事実を知った場合は、職権で印鑑の 登録を抹消する。この場合において、第3号 又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消 したときは、被登録者にその旨を通知する。
 - (1) (2) 略

(3) 氏

工は名(外国人住民にあっては、通称 又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)があったとき。

(4) • (5) 略

(印鑑登録証明書)

第14条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターか

改 īF. 後

らの打出しを含む。次項において同じ。) につ 掲げる事項を記載して作成する。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票 に旧氏の記載がされている場合にあっては 氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民 票に通称の記載がされている場合にあって は氏名 及び当該通称)

(2)~(4) 略

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民 が住民票の備考欄に記載がされている氏名 の片仮名表記又はその一部を組み合わせた もので表されている印鑑により登録を受け る場合にあっては, 当該氏名の片仮名表記

 $2\sim4$ 略

第15条~第19条 略

現 行

らの打出しを含む。次項において同じ。) につ いて市長が証明するものとし、あわせて次に いて市長が証明するものとし、あわせて次に 掲げる事項を記載して作成する。

(1) 氏名(

外国人住民に係る住民 票に通称が記録されている 場合にあって は, 氏名及び___通称)

(2)~(4) 略

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民 が住民票の備考欄に記録されている 氏名 の片仮名表記又はその一部を組み合わせた もので表されている印鑑により登録を受け る場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

 $2\sim4$ 略

第15条~第19条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 4号

富谷市保育所条例の一部改正について

富谷市保育所条例(昭和62年富谷町条例第6号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い,所要の改正を 行うもの。

富谷市保育所条例の一部を改正する条例

富谷市保育所条例(昭和62年富谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(保育料)	(保育料)
第3条 略	第3条 略
2 前項の保育料の額は、1月につき、次の各号	2 前項の保育料の額は、1月につき、次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす	に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。	る。
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(3) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年	
政令第213号)第4条第1項第2号に規定	
する満3歳以上保育認定子ども 零	
第4条·第5条 略	第4条·第5条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 5号

西成田コミュニティセンター子育でサロン条例の一部改正について 西成田コミュニティセンター子育でサロン条例の一部改正(平成23年富谷町条例第27号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、所要の改正を 行うもの。 西成田コミュニティセンター子育てサロン条例の一部を改正する条例 西成田コミュニティセンター子育てサロン条例(平成23年富谷町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条~第6条 略	第1条~第6条 略
(利用料)	(利用料)
第7条 略	第7条 略
2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第6	
5号) 第30条の4第2号又は第3号に掲げる	
者の利用料は、同法第30条の11の規定によ	
り取り扱うものとする。	
第8条~第11条 略	第8条~第11条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 6号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

成26年富谷町条例第20号)の一部を次の	うように改正する。
改 正 後	現 行
第1条 略	第1条 略
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ	語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。	による。
(1)~(8) 略	(1)~(8) 略
(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に	(9) 支給認定 法第20条第4項に
規定する <u>教育・保育給付認定</u> をいう。	規定する <u>支給認定</u> をいう。
10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第	10) 支給認定保護者 法第20条第
4項に規定する教育・保育給付認定保護者を	4項に規定する <u>支給認定保護者</u> を
いう。	いう。
[1] 教育・保育給付認定子ども 法第20条第	(11) 支給認定子ども 法第20条第
4項に規定する教育・保育給付認定子どもを	4 項に規定する <u>支給認定子ども</u> を
いう。	いう。
12 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子	
ども・子育て支援法施行令(平成26年政令	
第213号。以下「令」という。)第4条第1	
項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定	
子どもをいう。	
<u>(13)</u> 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4	
条第1項第2号に規定する特定満3歳以上	
保育認定子どもをいう。	
14 満3歳未満保育認定子ども 今第4条第	
2項に規定する満3歳未満保育認定子ども	
7.1.5	

改 正 後

現 行

- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2 項第2号に規定する市町村民税所得割合算 額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 今第13条第2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 略

- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21 条に規定する教育・保育給付認定の有効期間 をいう。
- (19) 教育・保育 法<u>第7条第10項第5号</u>に規 定する教育・保育をいう。

(20) 略

(21) 略

② 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。) の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。) 又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。) に要した費用の額の一部を,教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(12) 略

 (13)
 支給認定の有効期間
 法第21

 条に規定する支給認定の有効期間

 をいう。

<u>(14)</u> 教育・保育 法<u>第14条第1項</u> に 定する教育・保育をいう。

(15) 略

(16) 略

17 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。) 又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。) の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。) 又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。) に要した費用の額の一部を,支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 略

(19) 略

(20) 略

	改	正	後		現	行
(26)	略			(21)	略	
(27)	略			(22)	略	
(28)	略			(23)	略	
<u>(29)</u>	略			(24)	略	
(般原則)			(-	一般原則)	

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。) は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護 者の経済的負担の軽減について適切に配慮さ れた内容及び水準の特定教育・保育又は特定地 域型保育の提供を行うことにより、全ての子ど もが健やかに成長するために適切な環境が等 しく確保されることを目指すものでなければ ならない。

 $2\sim4$ 略

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

 $2 \sim 6$ 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

は、良質かつ<u>適切な内容</u>

_______及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等

しく確保されることを目指すものでなければ

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)

 $2 \sim 4$ 略

ならない。

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者 (以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利</u>用者負担

_____その他の利用申込者の教育・保育の選択 に資すると認められる重要事項を記した文書 を交付して説明を行い、当該提供の開始につい て利用申込者の同意を得なければならない。

 $2 \sim 6$ 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付 認定保護者から利用の申込みを受けたときは、 正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>
 から利用の申込みを受けたときは、
 正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
 - 一の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの終数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必

現 行

要性が高いと認められる教育・保育給付認定子 どもが優先的に利用できるよう、選考するもの とする。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教 育・保育施設は、これらの項に規定する選考の 方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に 明示した上で、当該選考を行わなければならな 1
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教 育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教 育・保育を提供することが困難である場合は, 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育 事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講 じなければならない。

(あっせん,調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育 所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用に ついて児童福祉法第24条第3項(同法第73 条第1項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。) の規定により市町村が行う調整及 び要請に対し、できる限り協力しなければなら ない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は,特定教育・保育|第8条 特定教育・保育施設は,特定教育・保育 の提供を求められた場合は、必要に応じて、教

要性が高いと認められる支給認定子ども __が優先的に利用できるよう、選考するものと する。

- 4 前2項に規定する場合においては、特定教 育・保育施設は、これらの項に規定する選考の 方法をあらかじめ支給認定保護者に 明示した上で、当該選考を行わなければならな 1
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支 給認定子ども に対し自ら適切な教 育・保育を提供することが困難である場合は, 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育 事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講 じなければならない。

(あっせん,調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育 所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する支給認定子ども

に係る当該特定教育・保育施設の利用に ついて児童福祉法第24条第3項(同法第73 条第1項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。) の規定により市町村が行う調整及 び要請に対し、できる限り協力しなければなら ない。

(受給資格等の確認)

の提供を求められた場合は、支給認定保護者

現 改 TE. 後 行 の提示する支給認定証 育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証 (教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交 付を受けていない場合にあっては、子ども・子 育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第4 4号)第7条第2項の規定による通知)によっ によっ て,支給認定の有無____,支給認定子ど て、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給 付認定子どもの該当する法第19条第1項各 も の該当する法第19条第1項各 号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・ 号に掲げる小学校就学前子どもの区分,支給認 保育給付認定の有効期間,保育必要量(法第2 定の有効期間 , 保育必要量(法第2 0条第3項に規定する保育必要量をいう。)等 0条第3項に規定する保育必要量をいう。)等 を確かめるものとする。 を確かめるものとする。 (教育・保育給付認定の申請に係る援助) (支給認定 の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付 第9条 特定教育・保育施設は、支給認定 認定を受けていない保護者から利用の申込み を受けていない保護者から利用の申込み があった場合は、当該保護者の意思を踏まえて があった場合は、当該保護者の意思を踏まえて 速やかに支給認定の申請が行われる 速やかに教育・保育給付認定の申請が行われる よう必要な援助を行わなければならない。 よう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定 | 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更 の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付 の認定の申請が遅くとも支給認定保護者 認定保護者が受けている教育・保育給付認定の が受けている支給認定の有効期間 ____の満了日の30日前には行われるよ 有効期間の満了日の30日前には行われるよ う必要な援助を行わなければならない。ただ う必要な援助を行わなければならない。ただ し、緊急その他やむを得ない理由がある場合に し、緊急その他やむを得ない理由がある場合に は、この限りでない。 は、この限りでない。 (心身の状況等の把握) (心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保

育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子

どもの心身の状況,その置かれている環境,他

の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に

育の提供に当たっては、支給認定子ども

の心身の状況,その置かれている環境,他

の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に

改 TE. 後

努めなければならない。

(小学校等との連携)

育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認 定子どもについて、小学校における教育又は他 の特定教育・保育施設等において継続的に提供 される教育・保育との円滑な接続に資するよ う,教育・保育給付認定子どもに係る情報の提 供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域 子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関 との密接な連携に努めなければならない。

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満 3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付 認定保護者に限る。) から当該特定教育・保育に 係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者についての法 27条第3項第2号に掲げる額

をい

- う。) の支払を受けるものとする。
- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受け 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受け ないときは、教育・保育給付認定保護者から、 当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用

現 行

努めなければならない。 (小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 育の提供の終了に際しては、支給認定子ども

> について,小学校における教育又は他 の特定教育・保育施設等において継続的に提供 される教育・保育との円滑な接続に資するよ う,支給認定子ども に係る情報の提 供その他小学校,特定教育・保育施設等,地域 子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関 との密接な連携に努めなければならない。

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以 下この条, 次条及び第19条において同じ。) を 提供した際は、支給認定保護者

> から当該特定教育・保育に 係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に 掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育 を提供する場合にあっては法第28条第2項 第2号に規定する市町村が定める額とし、特別 利用教育を提供する場合にあっては同項第3 号に規定する市町村が定める額とする。) をい う。) の支払を受けるものとする。

> ないときは、支給認定保護者 から、 当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、 当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に 必要であると認められる対価について、当該特 定教育・保育に要する費用として見込まれるも のの額と特定教育・保育費用基準額との差額に 相当する金額の範囲内で設定する額の支払を 教育・保育給付認定保護者から受けることがで きる。

じ。)の支払を受けるものとする。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる 費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者か

現行

基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用 の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育 に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育 施設が特別利用保育を提供する場合にあって は法第28条第2項第2号に規定する内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用保育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育 に要した費用の額)を、特別利用教育を提供す る場合にあっては同項第3号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の 額(その額が現に当該特別利用教育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育 に要した費用の額)をいう。次項において同 じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 か

改 正 後

現 行

ら受けることができる。

(1) • (2) 略

(3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要 する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳以上保育 認定子どもを除く。イ(イ)において同 じ。) 57,700円(令第4条第2項 第6号に規定する特定教育・保育給付認 定保護者にあっては,77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち,負担 額算定基準子ども又は小学校第3学年修 了前子ども(小学校,義務教育学校の前期 課程又は特別支援学校の小学校の第1学

(1) • (2) 略

ら受けることができる。

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対 する食事の提供に要する費用を除き,同項第 2号に掲げる小学校就学前子どもについて は主食の提供に係る費用に限る。)

現

行

年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 負担額算定基準子 ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長 者である者を除く。) である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども 負担額算定基準子 ども(そのうち最年長者及び2番目の年 長者である者を除く。) である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食 事の提供

(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を 当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保

(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を 当該費用の額を支払った支給認定保護者

改 TE. 後

護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の 規定による金銭の支払を求める際は、あらかじ め、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給 付認定保護者に金銭の支払を求める理由につ いて書面によって明らかにするとともに、教育 ・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文 書による同意を得なければならない。ただし、 同項の規定による金銭の支払に係る同意につ いては、文書によることを要しない。

(施設型給付費 の額に係る通知等)

により特定教育・保育に係る施設型給付費(法 第27条第1項の施設型給付費をいう

__。以下__

同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付 認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保 護者に係る施設型給付費の額を通知しなけれ ばならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代 理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の 額の支払を受けた場合は、その提供した特定教 育・保育の内容、費用の額その他必要と認めら れる事項を記載した特定教育・保育提供証明書

____を教育・保育給付認定保護

者に対して交付しなければならない。

第15条 略

(特定教育・保育に関する評価等)

現 行

に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は,第3項及び第4項の 規定による金銭の支払を求める際は、あらかじ め、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護 者 に金銭の支払を求める理由につ いて書面によって明らかにするとともに、支給 認定保護者 に対して説明を行い,文 書による同意を得なければならない。ただし、 同項の規定による金銭の支払に係る同意につ いては、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

- 第14条 特定教育・保育施設は,法定代理受領|第14条 特定教育・保育施設は,法定代理受領 により特定教育・保育に係る施設型給付費(法 第27条第1項に規定する施設型給付費をい い, 法第28条第1項に規定する特例施設型給 付費を含む。以下この項及び第19条において 同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者 に対し、当該支給認定保護者
 - に係る施設型給付費の額を通知しなけれ ばならない。
 - 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代 理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の 額の支払を受けた場合は、その提供した特定教 育・保育の内容、費用の額その他必要と認めら れる事項を記載した特定教育・保育を提供した ことを証する書類を支給認定保護者

に対して交付しなければならない。

第15条 略

(特定教育・保育に関する評価等)

現

行

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教 育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保 護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当 該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評 価又は外部の者による評価を受けて、それらの 結果を公表し、常にその改善を図るよう努めな ければならない。

(相談及び援助)

(緊急時等の対応)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保 育給付認定子どもの心身の状況、その置かれて いる環境等の的確な把握に努め、当該教育・保 育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定 子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対 し、その相談に適切に応じるとともに、必要な 助言その他の援助を行わなければならない。

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特 定教育・保育の提供を行っているときに教育・ 保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場 合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保 護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な 措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村へ) の涌知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保 育を受けている教育・保育給付認定子どもに係 る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教 育・保育施設を利用する支給認定保護者

その他の特定教育・保育施設の関係者(当 該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評 価又は外部の者による評価を受けて、それらの 結果を公表し、常にその改善を図るよう努めな ければならない。

(相談及び援助)

常に <u>支給認定</u>	特定教育・保育施設は、	第17条
その置かれて	の心身の状況,	<u>子ども</u>
支給認定子ど	5等の的確な把握に努め,	いる環境
	の保護者	<u>も又はそ</u>
) = 4.1		

し、その相談に適切に応じるとともに、必要な 助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

定教育・保育の提供を行っているときに支給認 定子ども に体調の急変が生じた場 合その他必要な場合は, 速やかに当該支給認定 子どもの保護者

又は医療機関への連絡を行う等の必要な 措置を講じなければならない。

(支給認定保護者 に関する市町村へ の通知)

育を受けている支給認定子どもの保護者

が偽りその他不正

な行為によって施設型給付費の支給を受け、又 は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付 してその旨を当該施設型給付費の支給に係る 市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

げる施設の運営についての重要事項に関する 規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を 求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子ど 付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を 提供することができるよう、職員の勤務の体制 を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育 施設の職員によって特定教育・保育を提供しな ければならない。ただし、教育・保育給付認定 子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影 響を及ぼさない業務については、この限りでな V)
- 3 略
- 第22条・第23条 略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う 原則)

な行為によって施設型給付費の支給を受け、又 は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付 してその旨を当該施設型給付費の支給に係る 市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に 掲 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲 げる施設の運営についての重要事項に関する 規程(第23条において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担 その他の 費用の種類,支払を 求める理由及びその額
- (6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- も に対し、適切な特定教育・保育を 提供することができるよう、職員の勤務の体制 を定めておかなければならない。
 - 施設の職員によって特定教育・保育を提供しな ければならない。ただし、支給認定子ども に対する特定教育・保育の提供に直接影 響を及ぼさない業務については、この限りでな 11
- 3 略

第22条 第23条 略

(支給認定子ども を平等に取り扱う 原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育 ・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身 分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負 担するか否かによって、差別的取扱いをしては ならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・ 保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33 条の10各号に掲げる行為その他当該教育・ 保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- こども園及び保育所に限る。以下この条におい て同じ。) の長たる特定教育・保育施設の管理者 は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉 法第47条第3項の規定により懲戒に関しそ の教育・保育給付認定子どもの福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人 格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)
- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教 育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・ 保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じなけれ

第24条 特定教育・保育施設においては、支給 認定子ども の国籍,信条,社会的身 分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負 担するか否かによって、差別的取扱いをしては ならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は,支給認 定子ども に対し、児童福祉法第33 条の10各号に掲げる行為その他当該支給認 定子どもの心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

- 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定 | 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定 こども園及び保育所に限る。以下この条におい て同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者 は、支給認定子ども に対し児童福祉 法第47条第3項の規定により懲戒に関しそ の支給認定子ども の福祉のために必 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人 格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)
 - 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支 給認定子ども 又はその家族の秘密を 漏らしてはならない。
 - 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認 定子ども 又はその家族の秘密を漏 らすことがないよう、必要な措置を講じなけれ

改 正 後

現 行

ばならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者 (次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設

	_若しくは地域型保育
	を行う者等又はその職員に対
L,	小学校就学前子ども又はその家族に対して
当該	核特定教育・保育施設を紹介することの対償

ばならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子ども に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者 の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業 (法第59条第1号に規定する事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者 (次項において「利用者支援事業者等」という。),教育・保育施設 (法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。) 若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。) を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償

改 正 後

として, 金品その他の財産上の利益を供与して はならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子 <u>ども</u>又は教育・保育給付認定保護者 をも又は教育・保育給付認定子どもの家族(以下この 条において「教育・保育給付認定子ども等」と いう。)からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

現行

として, 金品その他の財産上の利益を供与して はならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した 特定教育・保育に関する支給認定子ども

_____又は支給認定保護者 その他の当該支給認定子ども の家族(以下この条において「支給認定子ども等 」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

改 īF. 後 現 行

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又 第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又 はその再発を防止するため、次に定める 措置を講じなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定 2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども 子どもに対する特定教育・保育の提供により事 故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教 育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならな
- 3 略
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定 子どもに対する特定教育・保育の提供により賠 償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を凍 やかに行わなければならない。

第33条 略

(記録の整備)

第34条 略

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定 2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する 次に 掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提 供の記録
 - (3) 第19条の規定による市町村への通知に 係る記録

第31条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

はその再発を防止するため、次の各号に定める 措置を講じなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- に対する特定教育・保育の提供により事 故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支 給認定子ども

 の家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならな V \
- 3 略
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子ども

に対する特定教育・保育の提供により賠 償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速 やかに行わなければならない。

第33条 略

(記録の整備)

第34条 略

- に対する特定教育・保育の提供に関する 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
- (1) 略
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保 育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する 市町村への通知に 係る記録

改 正 後

- (4) 第30条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
- (5) 第32条第3項<u>の規定による</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記 録

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用 保育を提供する場合には、法第34条第1項第 3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が,第1項の規定により 特別利用保育を提供する場合には,特定教育・ 保育には特別利用保育<u>を,施設型給付費には特</u> 例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設 型給付費をいう。次条第3項において同じ。)

現行

- (4) 第30条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (5) 第32条第3項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記 録

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用 保育を提供する場合には、法第34条第1項第 3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が,第1項の規定により 特別利用保育を提供する場合には,特定教育・ 保育には特別利用保育を含む

行

を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第 3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用 する。この場合において、第6条第2項中「特 定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に 限る。以下この項において同じ。)」とあるのは 「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供し ている施設に限る。以下この項において同 じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの は「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」 と、第13条第2項中「法第27条第3項第1 号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項 第2号の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受け る者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含 む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利 用教育を提供する場合には、法第34条第1項 第2号に規定する基準を遵守しなければなら ない。

ものとして、本章(第6条第 3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用 する。この場合において、第6条第2項中「特 定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に 限る。以下この項において同じ。)」とあるのは 「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供し ている施設に限る。以下この項において同 じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子ども」とあるの は「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する支給認定子ども とする

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。 以下この条において同じ。)が法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する支給認定子ども に対し、特別利 用教育を提供する場合には、法第34条第1項 第2号に規定する基準を遵守しなければなら ない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には、特定教育・ 保育には特別利用教育を、施設型給付費には特 例施設型給付費を, それぞれ含むものとして, 前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第6条 第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とある のは「利用の申込みに係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号 又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」と,「同号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第1 3条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げ
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもといる同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が,第1項の規定により 特別利用教育を提供する場合には,特定教育・ 保育には特別利用教育を含む

本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において,第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と,「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号」とあるのは「同項第1号」とあるのは「同項第1号」とあるのは「同項第1号」と表第4項第3号中「除き,同項第2号に掲げる小学校就学前子どもにがないては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「除く。)」とす

る

改 正 後	現 行
る額」とあるのは「法第28条第2項第3号の	
内閣総理大臣が定める基準により算定した費	
用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教	
育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・	<u> </u>
保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者	
を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給	
付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認	
定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」	
<u>とする</u> 。	o
第37条 特定地域型保育事業 (事業所内保育事	第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保
業を除く。)の 利用定員(法第29条第	<u>育事業にあってはその</u> 利用定員(法第29条第
1項の確認において定めるものに限る。以下こ	1項の確認において定めるものに限る。以下こ
の章において同じ。) の数は、家庭的保育事業に	の章において同じ。) の数を
あっては1人以上5人以下,小規模保育事	1人以上5人以下 <u>とし</u> ,小規模保育事
業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関	業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準(平成26年厚生労働省令第61号)	する基準(平成26年厚生労働省令第61号)
第27条に規定する小規模保育事業A型をい	第27条に規定する小規模保育事業A型をい
う。第42条第3項第1号において同じ。)及び	う。)及び
小規模保育事業B型(同省令第27条に規定す	小規模保育事業B型(同条に 規定す
る小規模保育事業B型をいう <u>。同号において同</u>	る小規模保育事業B型をいう
<u>じ</u> 。)にあっては6人以上	。)にあっては <u>その利用定員の数を</u> 6人以上
19人以下,小規模保育事業C型(同条に	19人以下 <u>とし</u> ,小規模保育事業C型(同条に
規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4	規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4
条において同じ。) にあっては	条において同じ。)にあっては <u>その利用定員の</u>
6人以上10人以下,居宅訪問型保育	<u>数を</u> 6人以上10人以下 <u>とし</u> ,居宅訪問型保育
事業にあっては1人とす	事業にあっては <u>その利用定員の数を</u> 1人とす
る。	る。
2 略	2 略
(内容及び手続の説明及び同意)	 (内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利 用申込者に対し、第46条に規定する事業の運 営についての重要事項に関する規程の概要、第 42条第1項に規定する連携施設の種類及び 名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職 員の勤務体制,第43条の規定により支払を受 ける費用に関する事項その他の利用申込者の 保育の選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該提供の 開始について利用申込者の同意を得なければ ならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育 | 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保 給付認定保護者から利用の申込みを受けたと きは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係 る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に 利用している満3歳未満保育認定子ども(特定 満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育 事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、教育・保育給付認定に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を 受ける必要性が高いと認められる満3歳未満

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利 用申込者に対し、第46条に規定する事業の運 営についての重要事項に関する規程の概要、第 42条 に規定する連携施設の種類及び 名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職 員の勤務体制,利用者負担

保育の選択に資すると認められる重要事項を 記した文書を交付して説明を行い、当該提供の 開始について利用申込者の同意を得なければ ならない。

その他の利用申込者の

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 護者 から利用の申込みを受けたと きは、正当な理由がなければ、これを拒んでは ならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係 る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に 利用している同号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する支給認定子ども

の総数が、当該特定地域型保育 事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの 区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、支給認定 に基づき、保育の 必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を 受ける必要性が高いと認められる支給認定子

改 正 後

保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選 考するものとする。

- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型 保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあ らかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した 上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん, 調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認</u> 定子ども

正係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定 子どもの心身の状況、その置かれている環境、 他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握 現行

<u>どもが</u>優先的に利用できるよう、選 考するものとする。

- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型 保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者 に明示した 上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条 に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん,調整及び要請に対する協力) 第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子どもに係る特定地域型保育事業 の利用について児童福祉法第24条第3項(同 法第73条第1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により市町村が行 う調整及び要請に対し、できる限り協力しなけ ればならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の提供に当たっては、支給認定子ども の心身の状況、その置かれている環境、

他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握

現

行

に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 青事業を行う者を除く。以下この項<u>から第5項</u> <u>まで</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正 かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が 継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係 る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保 育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保 しなければならない。ただし、連携施設の確保 が著しく困難であると市が認める地域におい て特定地域型保育事業を行う特定地域型保育 事業者については、この限りでない。
- (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3</u> <u>歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定,特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談,助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育 事業所の職員の病気、休暇等により特定地域 型保育を提供することができない場合に、当 該特定地域型保育事業者に代わって提供す る特定教育・保育をいう。以下この条におい て同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては,第3

に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

一において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給</u> 認定子ども に集団保育を体験させるための機会の設定,特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談,助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう

____。) を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ど</u> <u>も</u> (事業所内保育事業を利用する 支給認定子ども にあっては,第3

改 正 後

7条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を,当該特定地域型保育の提供の終了に際して,当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき,引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する 連携協力を行う者との間でそれぞれの役割 の分担及び責任の所在が明確化されている こと。
 - (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来 の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型 保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は 事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事

現行

7条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子ども に係る支 に係る支 の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

現

行

業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項 第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認めるときは、同号の規定 を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成 を受けている者の設置する施設(児童福祉法 第6条の3第12項に規定する業務を目的 とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

改 TF. 後 現

行

6 略

- 7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定に 3 事業所内保育事業を行う者であって, 第37 より定める利用定員が20人以上のものに限 る。次項において「保育所型事業所内保育事業」 という。)を行う者については,第1項本文の規 定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、 同項第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち, 児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定 する事業を行う者あって、市長が適当と認める もの(附則第5条において「特例保育所型事業 所内保育事業者」という。) については、第1項 本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をし ないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の 提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子 どもについて、連携施設又は他の特定教育・保 育施設等において継続的に提供される教育・保 育との円滑な接続に資するよう,満3歳未満保 育認定子どもに係る情報の提供その他連携施 設,特定教育・保育施設等,地域子ども・子育 て支援事業を行う者等との密接な連携に努め なければならない。

(利用者負担額等の受領)

保育

を提供

した際は、教育・保育給付認定保護者から当該

<u>2</u> 略

条第2項の規定により定める利用定員が20 人以上のもの

については, 第1項本文の規 定にかかわらず, 連携施設の確保に当たって, 同項第1号及び第2号に係る連携協力を求め ることを要しない。

提供の終了に際しては、支給認定子ども

について、連携施設又は他の特定教育・保 育施設等において継続的に提供される教育・保 育との円滑な接続に資するよう, 支給認定子ど も に係る情報の提供その他連携施 設,特定教育・保育施設等,地域子ども・子育 て支援事業を行う者等との密接な連携に努め なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型 保育を含む。以下この条において同じ。) を提供 した際は、支給認定保護者から当該

	改 正 後		
	特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29		
	条第3項第2号に掲げる額		
	をいう。)の		
	支払を受けるものとする。		
2	特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受		
	けないときは、教育・保育給付認定保護者から、		
	当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費		
	用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額		
	をいう。次項において同		
	じ。)の支払を受けるものとする。		
3	特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受		

現行

特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額<u>(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)</u>をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受 けないときは、支給認定保護者 から、 当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費 用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額 (その額が現に当該特定地域型保育に要した 費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型 保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域 型保育事業者が特別利用地域型保育を提供す る場合にあっては法第30条第2項第2号に 規定する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別利用地 域型保育に要した費用の額を超えるときは、当 該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) を,特定利用地域型保育を提供する場合にあっ ては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額(その額が現 に当該特定利用地域型保育に要した費用の額 を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育 に要した費用の額)をいう。次項において同 じ。) の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は,前2項の支払を受

現行

ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、数育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額 の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証 を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定</u> 保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項 の規定による金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育</u> 給付認定保護者に金銭の支払を求める理由に ついて書面によって明らかにするとともに、教

ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)~(3) 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者
 - ____に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支

改 TE. 後

育・保育給付認定保護者に対して説明を行い, 文書による同意を得なければならない。ただし し、同項の規定による金銭の支払に係る同意に ついては、文書によることを要しない。

第44条 第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を 求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満 第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子 保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育 を提供することができるよう、特定地域型保育 事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておか なければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事 業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員 によって特定地域型保育を提供しなければな らない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに 対する特定地域型保育の提供に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

第48条 略

(記録の整備)

現 行

給認定保護者 に対して説明を行い、 文書による同意を得なければならない。ただ し、同項の規定による金銭の支払に係る同意に ついては、文書によることを要しない。

第44条·第45条 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に 掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担 その他の 費用の種類,支払を 求める理由及びその額
- (6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- ども に対し、適切な特定地域型保育 を提供することができるよう、特定地域型保育 事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておか なければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事 業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員 によって特定地域型保育を提供しなければな らない。ただし、支給認定子ども に 対する特定地域型保育の提供に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 略

第48条 略

(記録の整備)

改 正 後

現 行

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、満<u>3歳未満保育認</u> <u>定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第12条<u>の規定に</u> よる特定地域型保育の提供

の記録

- (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項<u>の</u> 規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項<u>の</u> 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及 び第13条を除く。),第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事</u>項の記録
 - (3) 次条において準用する第19条に規定する 市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項<u>に</u>規定する 苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項<u>に</u> 規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条列	爻
び第13条を除く。), 第17条から第19条	ŧ
で及び第23条から第33条までの規定は、生	<u>寺</u>
定地域型保育事業	_
について準用する。この場合	<u>\</u>
において、第14条第1項中「特定教育・保育	育
に係る	_
	_
	見
完する施設刑給付費をいい 注第28条第1日	百

改 後 īF. ____。以下 上とあるのは 地域型保育給付費(法第29条第1項の地域 型保育給付費をいう 下この項及び第50条において準用する第1 9条において 」と、「施設型給付費の」と あるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは 「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中 「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付 費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第 46条に規定する事業の運営についての重要 事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別 利用地域型保育を提供する場合には、法第46 条第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が,前項の規定により 特別利用地域型保育を提供する場合には,当該 特別利用地域型保育に係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保

に規定する特例施設型給付費を含む。以下この

行

現

項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費をはい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条

「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条
 - 第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
 - 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該 特別利用地域型保育に係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子ども及び 特定地域型保

育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育</u> 認定子ども

一(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ り特別利用地域型保育を提供する場合には、特 定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域 型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。 次条第3項において同じ。) を, それぞれ含むも のとして、前節(第40条第2項を除き、前条 において準用する第8条から第14条まで(第 10条及び第13条を除く。), 第17条から第 19条まで及び第23条から第33条までを 含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用 する。この場合において、第39条第2項中「利 用の申込みに係る法第19条第1項第3号に 掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用 の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子ども」と,「満3歳未満保育 認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを 除く。以下この章において同じ。)」とあるのは 「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ

り特別利用地域型保育を提供する場合には、特
定地域型保育には特別利用地域型保育を含む
ものとして、本章(第39条第2項及び第40
条第2項を除く。)の規定を適用する

改 正 後	現	行
(第52条第1項の規定により特定利用地域		
型保育を提供する場合にあっては、当該特定利		_
用地域型保育の対象となる法第19条第1項		
第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す		_
る教育・保育給付認定子どもを含む。)」と,「同		_
号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは		
「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」		_
と,「教育・保育給付認定に基づき, 保育の必要		
の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け		_
る必要性が高いと認められる満3歳未満保育		
認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ		
るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定		
する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に		
関する理念、基本方針等に基づく選考その他公		
正な方法により」と、第43条第1項中「教育・		
保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育		
給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象と		
なる法第19条第1項第1号に掲げる小学校		
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子		
どもに係る教育・保育給付認定保護者を除		
く。)」と,同条第2項中「法第29条第3項第		
1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2		
項第2号の内閣総理大臣が定める基準により		
算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」		
とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」		
とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とある		
のは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第		
4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に		
要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあ		

るのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定 利用地域型保育を提供する場合には、法第46 条第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により 特定利用地域型保育を提供する場合には、当該 特定利用地域型保育に係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保 育事業所を現に利用している同項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども(前条第1項の規定により特別 利用地域型保育を提供する場合にあっては、当 該特別利用地域型保育の対象となる法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定めら れた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ り特定利用地域型保育を提供する場合には、特 定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域 型保育給付費には特例地域型保育給付費を、そ れぞれ含むものとして, 前節の規定を適用す る。この場合において、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもに対し特定 利用地域型保育を提供する場合には、法第46 条第1項に規定する地域型保育事業の認可基 準を遵守しなければならない。
 - 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により 特定利用地域型保育を提供する場合には、当該 特定利用地域型保育に係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る支給認定子ども
 及び特定地域型保 育事業所を現に利用している同項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する支給認定 子ども (前条第1項の規定により特別 利用地域型保育を提供する場合にあっては、当 該特別利用地域型保育の対象となる法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子ども を含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定めら れた利用定員の総数を超えないものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定によ り特定利用地域型保育を提供する場合には、特 定地域型保育には特定利用地域型保育を含む ものとして、本章の規定を適用する

改 īF. 後 保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対 象となる第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限 る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限 る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市 町村が定める額」と、同条第2項中「法第29 条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第 30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額」と、同条第4項 中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる 特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの 及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1 項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ど もをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又 はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とす <u>る</u>。

附則

第1条 略

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども、特定保育所(法附則第6条第

現

行

附則

第1条 略

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額と

以 上 仮	
1項に規定する特定保育所をいう。次項におい	する。)をいう。)」とあるのは「定める額をい
て同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第	<u>5.)</u>
19条において同じ。)を受ける者を除く。以下	
この項において同じ。)」と、同条第2項中「当	」と,同条第2項中「 <u>(</u>
該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・	法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるの
保育(特定保育所における特定教育・保育(保	は「(法附則第6条第3項の規定により読み替
育に限る。)を除く。)	えられた法第28条第2項第1号に規定する
	内閣総理大臣が定める基準により算定した費
」と,同条第3項中「額の支払を」とあ	<u>用の額</u> 」と,同条第3項中「額の支払を」とあ
るのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、	るのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、
第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は	第19条中「施設型給付費の支給を受け,又は
受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6	受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6
条第1項の規定による委託費の支払の対象と	条第1項の規定による委託費の支払の対象と
なる特定教育・保育の提供を受け、又は受けよ	なる特定教育・保育の提供を受け、又は受けよ
うとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」	うとしたとき」と,「当該施設型給付費の支給」
とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条	とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条
及び第7条の規定は適用しない。	及び第7条の規定は適用しない。
2 略	2 略
	(施設型給付費等に関する経過措置)
第3条 <u>削除</u>	第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項
	第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
	<u>る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は</u>
	特別利用保育を提供する場合においては、当分
	の間,第13条第1項中「法第27条第3項第
	2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第
	1項第1号イに規定する市町村が定める額」
	と,「法第28条第2項第2号に規定する市町

村が定める額」とあるのは「同項第2号口(1)に

規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」

改 正 後	現 行
	とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同
	条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる
	額(その額が現に当該特定教育・保育に要した
	費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・
	保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第
	9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣
	が定める基準により算定した額(その額が現に
	当該特定教育・保育に要した費用の額を超える
	ときは、当該現に特定教育・保育に要した費用
	の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額
	の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定
	する内閣総理大臣が定める基準により算定し
	た費用の額(その額が現に当該特別利用保育に
	要した費用の額を超えるときは、当該現に特別
	利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項
	第2号口(1)に規定する内閣総理大臣が定める
	基準により算定した額(その額が現に当該特別
	利用保育に要した費用の額を超えるときは、当
	該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同
	号口(2)に規定する市町村が定める額の合計額」
	と,「同項第3号」とあるのは「法第28条第2
	項第3号」とする。
	2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項
	第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
	る支給認定子どもに対して特別利用地域型保
	育を提供する場合においては、当分の間、第4
	3条第1項中「法第30条第2項第2号に規定
	する市町村が定める額」とあるのは「法附則第
	9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定

改 正 後	現 行
	める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第3
	0条第2項第3号」と、同条第2項中「法第3
	0条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が
	定める基準により算定した費用の額(その額が
	現に当該特別利用地域型保育に要した費用の
	額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保
	育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9
	条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣
	が定める基準により算定した額(その額が現に
	当該特別利用地域型保育に要した費用の額を
	超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に
	要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町
	村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあ
	るのは「法第30条第2項第3号」とする。
第4条 略	第4条 略
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第5条 特定地域型保育事業者 (特例保育所型事	第5条 特定地域型保育事業者
業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保	は,連携施設の確保
が著しく困難であって、法第59条第4号に規	が著しく困難であって、法第59条第4号に規
定する事業による支援その他の必要な適切な	定する事業による支援その他の必要な適切な
支援を行うことができると市が認める場合は,	支援を行うことができると市が認める場合は,
第42条第1項本文の規定にかかわらず、この	第42条第1項本文の規定にかかわらず、この
条例の施行の日から起算して10年を経過す	条例の施行の日から起算して <u>5年</u> を経過す
る日までの間、連携施設を確保しないことがで	る日までの間,連携施設を確保しないことがで
きる。	きる。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 7号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷 町条例第19号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い,所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現
第1条~第22条 略	第1条~第22条 略
(職員)	(職員)
第23条 略	第23条 略
2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に	2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に
規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は	規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は
,市長が行う研修(市長が指定する都道府県知	, 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知
事その他の機関が行う研修を含む。)を修了し	事その他の機関が行う研修を含む。)を修了し
た保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験	た保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験
を有すると市長が認める者であって、次の各号	を有すると市長が認める者であって、次の各号
のいずれにも該当するものとする。	のいずれにも該当するものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第18条の5各号及び法 <u>第34条の20</u>	(2) 法第18条の5各号及び法 <u>第34条の20</u>
第1項第3号のいずれにも該当しない者	<u>第1項第4号</u> のいずれにも該当しない者
3 略	3 略
第24条~第48条 略	第24条~第48条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8号

富谷市下水道条例の一部改正について 富谷市下水道条例(昭和63年富谷町条例第13号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の公布に伴い,所要の改正を行うもの。

富谷市下水道条例の一部を改正する条例 富谷市下水道条例(昭和63年富谷町条例第13号)の一部を次のように改正する。 改 正 後 現 行 第1条~第8条 略 第1条~第8条 略 (指定の申請) (指定の申請) 第8条の2 略 第8条の2 略 2 略 2 略 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな ければならない。 ければならない。 (1) 次条第1項第4号イからホまでのいずれ (1) 次条第1項第4号イからニまでのいずれ にも該当しない者であることを誓約する書 にも該当しない者であることを誓約する書 類 類 (2)~(5) 略 (2)~(5) 略 (指定の基準) (指定の基準) 第8条の3 市長は、第8条第1項の指定の申請 | 第8条の3 市長は、第8条第1項の指定の申請 をした者が次の各号のいずれにも適合してい をした者が次の各号のいずれにも適合してい ると認めるときは、同項の指定を行う。 ると認めるときは、同項の指定を行う。 $(1)\sim(3)$ 略 (1)~(3) 略 (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破 ない者 産者で復権を得ないもの ロ・ハ 略 ロ・ハ 略 ニ 精神の機能の障害により排水設備等の 新設等の工事の事業を適正に営むに当た

- って必要な認知, 判断及び意思疎通を適切
- に行うことができない者
- ニまでのいずれかに該当する者があるも \mathcal{O}
- 2 略
- 第8条の4~第8条の7 略
- ホ 法人であって、その役員のうちにイから ニ 法人であって、その役員のうちにイから ハまでのいずれかに該当する者があるも \mathcal{O}
 - 2 略
 - 第8条の4~第8条の7 略

改 TF. 後 現 行

(責任技術者の登録の資格)

第8条の8 略

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に 対しては、責任技術者の登録を行わないことが できる。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得な い者
 - (2) 略
 - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職 務を適正に営むに当たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない 者
- 3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同 居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障 害を有することにより認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない状態となったと きは、市長にその旨を届け出るものとする。

4 略

第8条の9~第8条の12 略 (変更の届出等)

第8条の13 工事指定店は、営業所の名称及び 第8条の13 工事指定店は、営業所の名称及び 所在地その他規則で定める事項に変更があっ たとき、第8条の3第1項第4号イ、二若しく はホのいずれかに該当するに至ったとき、又は 排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休 止し、若しくは再開したときは、規則で定める ところにより、その旨を市長に届け出なければ ならない。

(責任技術者の登録の資格)

第8条の8 略

- 対しては、責任技術者の登録を行わないことが できる。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産 者で復権を得ないもの
 - (2) 略

3 略

第8条の9~第8条の12 略 (変更の届出等)

所在地その他規則で定める事項に変更があっ たとき

排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休 止し、若しくは再開したときは、規則で定める ところにより、その旨を市長に届け出なければ ならない。

改 正 後	現 行
第8条の14~第32条 略	第8条の14~第32条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 9号

富谷市給水条例の一部改正について 富谷市給水条例(平成10年富谷町条例第8号)の一部を次のとおり改正する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

水道法(昭和32年法律第177号)及び水道法施行令(昭和32年政令336号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市給水条例の一部を改正する条例

富谷市給水条例(平成10年富谷町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

第1条~第30条 略

(手数料)

- 込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、 市長が特別の理由があると認めた申込者から は、申込後、徴収することができる。
 - (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件に つき13,000円
 - (2) 法第25条の3の2第1項に規定する指 定の更新をするとき 1件につき10,00 0円
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略
- 第32条・第33条 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装 第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装 置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32 年政令第336号)第6条に規定する給水装置 の構造及び材質の基準に適合していないとき は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はそ の者が給水装置をその基準に適合させるまで の間、その者に対する給水を停止することがで きる。

2 略

第35条~第41条 略

現

(手数料)

第1条~第30条 略

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申 第31条 手数料は、次の各号の区別により、申 込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、 市長が特別の理由があると認めた申込者から は、申込後、徴収することができる。

行

- (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件に つき14,000円
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

第32条·第33条 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32 年政令第336号)第5条に規定する給水装置 の構造及び材質の基準に適合していないとき は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はそ の者が給水装置をその基準に適合させるまで の間、その者に対する給水を停止することがで きる。

2 略

第35条~第41条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
 - (富谷市給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の富谷市給水条例第31条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる指定の申込みに係る手数料について適用し、施行日前になされる指定の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第16号

和解及び損害賠償額の決定について

富ケ丘三丁目における自動車の損傷について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額 の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金163,296円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金163,296円を支払うこと とし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年9月24日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

諮問第 1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 石 岡 國 男

生年月日

令和元年9月24日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

人権擁護委員 新沼喜久子は、令和元年12月31日をもって任期満了となるため。